

## 適正化事業調査業務の進め方について

- 改正貨物自動車運送事業法において、地方適正化実施機関は荷主等の行為が違反原因行為に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知する規程が新設。
- 荷主等の違反原因行為の情報収集・調査に関する業務を行わせるため、地方適正化実施機関に適正化事業調査員（Gメン調査員）を選任しなければならないとする省令が8月1日に施行。
- 地方適正化実施機関は、指導員又は指導員経験者等の中からGメン調査員を適宜選任。

### 1. Gメン調査員の業務

- ① **トラック事業者からの巡回指導時の情報収集**
  - ・巡回指導の際に、資料を配付・説明し、違反原因行為の情報を収集
- ② **トラック事業者からの電話・訪問等による情報収集**
  - ・電話や訪問などにより違反原因行為の情報を収集
- ③ **荷主・元請事業者への電話・訪問調査、現場確認**
  - ・①や②で得た情報をもとに、電話や訪問などにより調査
  - ・荷待ち状況の現場を調査
- ④ **荷主・元請事業者等への周知・協力要請**
  - ・説明会や訪問などにより違反原因行為の防止、改善の協力を要請
  - ・物流拠点周辺で荷待ちを行っているドライバー等に対する広報・啓発活動等

#### 今年度

※ 令和6年11月から本格展開

・全国の地方実施機関で実施する業務

・着荷主の多い東京、愛知、大阪など主に大都市圏の実施機関で実施する業務  
 ・運輸支局と実施機関との間で、業務調整（業務内容・進め方のすり合わせ）を行い検討  
 ・運輸支局トラックGメンの活動に同行する形で実施

#### 来年度以降

・年度当初に運輸支局との業務調整を行い、①、②に加えて、③、④の実施を検討

#### 【違反原因行為の情報】

- ・長時間の荷待ち
- ・運賃・料金の不当な据置き
- ・異常気象時の運送依頼
- ・契約にない附带業務
- ・過積載運送の指示・容認
- ・無理な運送依頼

通知

運輸支局トラックGメン

## 山口県適正化事業調査員の活動状況等

選任状況 4名

活動状況

○Gメン調査員の業務

11月

①トラック事業者からの巡回指導時の情報収集	27件
②トラック事業者からの電話・訪問等による情報収集	3件→支局報告
③荷主・元請事業者への電話・訪問調査、現場確認	0件
④荷主・元請事業者等への周知・協力要請	0件

12月

①トラック事業者からの巡回指導時の情報収集	20件
②トラック事業者からの電話・訪問等による情報収集	0件
③荷主・元請事業者への電話・訪問調査、現場確認	0件
④荷主・元請事業者等への周知・協力要請	0件

1月

①トラック事業者からの巡回指導時の情報収集	28件
②トラック事業者からの電話・訪問等による情報収集	0件
③荷主・元請事業者への電話・訪問調査、現場確認	0件
④荷主・元請事業者等への周知・協力要請	6件

その他

・11月の情報提供3件については、運賃・料金等の不当な据置き及び長時間の荷待ちが1件、荷主による過積載運送の指示が2件である。

・巡回指導時の情報収集については、チラシを配付し周知活動を行った件数であり、11～1月の情報提供は0件である。

・荷主・元請事業者等への周知・協力要請等については、1月から支局に同行し実施している。(2月、3月に各1回予定あり。)



# Truck Heroes

山口の運送業界の魅力を伝えるメディア  
「**Truck Heroes** (トラックヒーローズ)」  
をオープンしました。様々なニュースを発信中。  
チェックして、シェアをお願いします。

HP



## Article



トラックドライバー  
や運送業を身近に  
感じてもらうための  
コンテンツ

## Interview



ドライバーの仕事の  
やりがいや働き方  
についてインタビュー

## News



山口県トラック協会  
からのお知らせ

